

川崎市博物館の登録等に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市博物館の登録等に関する規則（平成27年川崎市教育委員会規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）及び博物館法施行規則（昭和30年文部省令第24号。以下「施行規則」という。）の規定に基づく博物館の登録及び博物館に相当する施設の指定の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(登録申請書の添付書類)

第2条 規則第3条第2項の教育長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- (1) 当該博物館の設置条例（地方公共団体が設置する公立博物館の場合に限る。）
- (2) 当該法人の登記事項証明書（地方独立行政法人が設置する公立博物館又は私立博物館の場合に限る。）
- (3) 博物館の運営を安定的かつ継続的に実施するための経済的基礎を有することを証明する収支計画書等（私立博物館の場合に限る。）
- (4) 博物館を設置する法人において、民事再生法（平成11年法律第225号）による民事再生手続又は会社更生法（平成14年法律第154号）による会社更生手続を受けていないことを宣誓する書類（私立博物館の場合に限る。）
- (5) 博物館の運営を担当する役員の経歴を示す書類（私立博物館の場合に限る。）
- (6) 博物館を設置する法人において、自ら反社会的勢力に該当せず、及び反社会的勢力との関係がないことを宣誓する書類（私立博物館の場合に限る。）
- (7) 博物館の設置者が登録を取り消されて2年を経過しない者ではないことを宣誓する書類
- (8) 博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究の実施に関する基本的運営方針及び当該方針の公表方法を示す書類
- (9) 博物館資料の収集及び管理の方針を示す書類
- (10) 展示、学習機会の提供、調査研究等の事業の計画又は実績を示す書類
- (11) 職員への研修の実施計画又は実績（国や地方公共団体等が実施する研修に職員を参加させる計画又は実績を含む。）を示す書類
- (12) 博物館の事業に関する収支計画を示す書類
- (13) 館長及び学芸員の氏名、職務内容及び経歴を示す書類
- (14) 学芸員の資格を証する書類の写し

- (15) 博物館運営を行う組織の態様を示す書類
 - (16) 博物館の事業に用に供する建物の配置図、平面図、立面図等
 - (17) 博物館の事業の用に供する土地の公図、周辺図等
 - (18) 博物館の事業の用に供する建物及び土地の保有形態を示す書類（博物館の事業に用いている建物及び土地を借用している場合には、借用条件等を証明する書類の写し）
 - (19) 防災及び防犯のために必要な施設及び設備等を有していることを示す書類
 - (20) 博物館の規模及び展示内容に応じ、利用者の安全及び利便性の確保のために必要な配慮がなされていることを示す書類
 - (21) 高齢者、障害者、妊娠中の者、日本語を理解できない者その他博物館の利用に困難を有する者が博物館を円滑に利用するための配慮がなされていることを示す書類
 - (22) その他法第13条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証するために必要な書類
- （指定申請書の添付書類）

第3条 規則第8条第2項の教育長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- (1) 一般公衆の利用のために当該施設及び設備を公開することを確認できる書類
- (2) 前号に掲げるもののほか、施行規則第24条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証するために必要な書類

附 則

この要綱は、令和5年5月8日から施行する。